

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第25号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]			公安委 員会補 佐室長	[略]	警 察	本 部 等	[略]			公安委 員会補 佐室長 <u>取調べ</u> <u>監督業</u> <u>務推進</u> <u>室長</u> 総務企 画官	[略]
		[略]			総務企 画官 [略]	[略]			[略]			総務企 画官 [略]	[略]
[略]							[略]						
[略]							[略]						
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。